

無料の船員職業紹介事業の許可方針(許可基準)

○ 許可を受けることができる団体

- (イ) 船舶所有者を代表する団体
- (ロ) 船員を代表する団体
- (ハ) 船舶所有者及び船員を代表する協同の団体
- (ニ) 公益を目的とする団体

○ 申請団体の経理的基礎

申請者は、船員職業紹介事業を無料で安全に維持運営し、かつその業務活動にかかる一切の諸経費を十分に支弁できる確実な経理的基礎を有するものであること。

○ 兼業の制限

- (イ) 兼業禁止の業種……………両替、質屋、酒類の販売
- (ロ) 許可により認められる業種……飲食店、日用品の販売、宿泊所

○ 従業者の条件

事業所ごとにおいて、職業紹介事業に専念することができる適切な従業者を必要人員有するものであること。

○ 外国企業への職業紹介事業の禁止

外国企業への船員職業紹介事業は行わないものとする。

○ 申請団体の徳性

申請者(団体の代表者及び主要役員)は経歴、人格よりして、社会的に信用のある徳性を有するものであること。

※ 取扱いの範囲

申請者が無料の船員職業紹介事業の許可を申請するに当たり、取り扱うべき職種もしくは業務の範囲又は地域的範囲を限定して行うことができるものとする。

漁業協同組合の所在地等について

★ 但馬漁業協同組合 (兵庫県美方郡香美町)

- 組合員：1,780者
- 役員：11名
- 職員：89名
- 主な漁業種類：沖合底曳網
- 受入れ外国人：インドネシア人

★ 鳥取県漁業協同組合 (鳥取県鳥取市)

- 組合員：1,192者
- 役員：12名
- 職員：87名
- 主な漁業種類：沖合いか釣り
- 受入れ外国人：インドネシア人

★ 銚子市漁業協同組合 (千葉県銚子市)

- 組合員：297者
- 役員：13名
- 職員：107名
- 主な漁業種類：沖合底曳網、流し網、
大中小型まき網、近海
まぐろ延縄
- 受入れ外国人：インドネシア人

★ 山口県以東機船底曳網漁業協同組合 (山口県下関市)

- 組合員：27者
- 役員：7名
- 職員：2名
- 主な漁業種類：沖合底曳網
- 受入れ外国人：インドネシア人

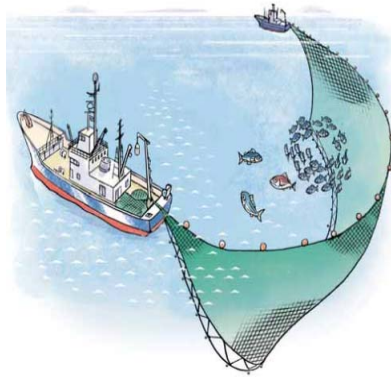


漁法について



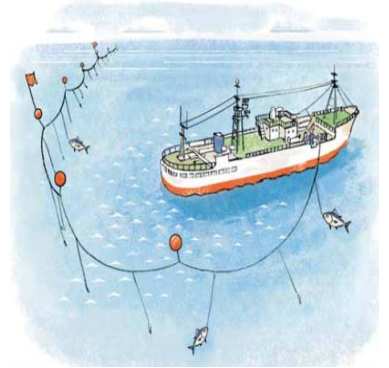
近海カツオ漁

活餌のカタクチイワシを海に投げ込み、集まってきたカツオを、釣竿でどんどん釣り上げる漁法。



大中型まき網漁

40トン以上の大きな漁船で、大きな網を円を描いて引き、魚を包囲して引き上げる漁法。



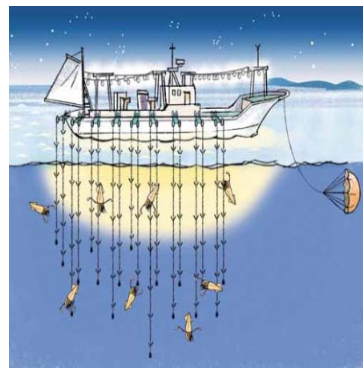
近海マグロ漁

長い縄に、冷凍イワシなどのエサをつけた枝縄を何千本も下げ、そこにマグロがかかるのを待つ漁法。



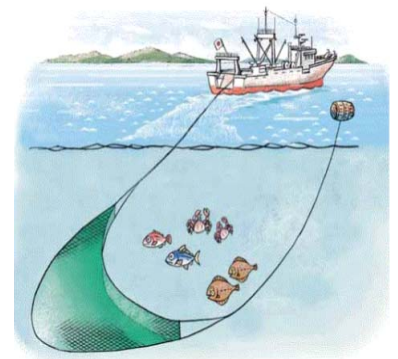
定置網漁

網をつねに一定の海中に敷設しておき、回遊する魚を待つ漁獲する漁法。



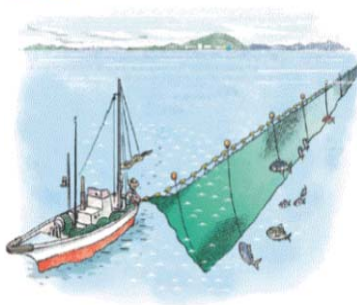
沖合イカ釣り漁

夜に集魚灯に寄ってくるイカを、自動イカ釣り機で揚げる漁法。



沖合底びき網漁

海に網を投入、船でひいて、入った魚を水揚げする漁法。



流し網漁

刺し網を、網を固定せずに、潮の流れや風などによって流しながら、魚を網目に刺したり、絡ませたりする漁法。



かご漁

海底に、えさを入れたかご網を設置し、魚、イカ、エビなどの魚介類を誘い入れる漁法。



参照条文

○ 船員職業安定法（昭和23年法律第130号）（抄）

（無料の船員職業紹介事業の許可）

第三十四条 船舶所有者を代表する団体、船員を代表する団体、船舶所有者及び船員を代表する協同の団体又は公益を目的とする団体で次の条件を具備するものは、国土交通大臣の許可を受けて、無料の船員職業紹介事業を行うことができる。

一 当該団体の行う船員職業紹介が有料でなく、かつ、その事業が営利を目的としないこと。

二 国庫から補助金を受けないで無料の船員職業紹介事業を行うこと。

2 前項の規定により無料の船員職業紹介事業を行おうとする同項の団体は、その無料の船員職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲（次条第二号、第四十条第三項及び第四十二条第二項において「取扱職種の範囲等」という。）を定めて、前項の許可の申請を行うことができる。

3 国土交通大臣は、第一項の条件に適合する許可の申請があつたときは、これに対し許可を与えなければならない。

（交通政策審議会等への諮問等）

第九十五条 第五十五条第五項に規定するもののほか、この法律の施行に関する重要事項については、国土交通大臣は交通政策審議会の、地方運輸局長は地方運輸局に置かれる政令で定める審議会（以下「地方審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

2～4 （略）

○ 船員職業安定法施行規則（昭和23年運輸省令第32号）（抄）

（法第三十四条に関する事項）

第十三条 法第三十四条の規定により無料の船員職業紹介事業を行おうとする者は、告示で定める事項を記載した許可申請書に定款、寄附行為又はこれに準ずべき約款を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の許可申請書を受理したときは、交通政策審議会の意見を聴き、法第三十四条に規定された条件に適合するかどうかを決定しなければならない。

3～5 （略）